ブロック塀等改修工事助成制度

道路に面する危険なブロック塀の撤去や、撤去後のフェンスの新設にかかる工事費用の一部を助成しています。今年度から助成対象を拡大し、助成単価を増額しました。対象工事の契約前に申請が必要です。助成にはそのほか条件がありますので、事前に問合先へご相談ください。

助成対象者 今年度から法人も対象となりました

区内にあるブロック塀などを所有・管理する個人か法人
※住民税を滞納していないなど条件があります

助成対象工事

①道路に面する高さ1m以上のブロック塀などの撤去工事
②フェンスなど(2m以下)の新設工事
※区内中小企業が行う工事に限る

助成期限

通学路沿い等助成＝令和5年3月末まで
その他の道路沿い助成＝令和3年3月末まで

助成費用

通学路沿い等(通学路と特定緊急輸送道路)助成 新規

工事種別	助成額	限度額
①撤去	(ア)撤去費用の 2/3 の額	16万円
	(イ)塀の長さ 1m につき 16,000 円を乗じて算出される額	
②新設	(ア)設置費用の 2/3 の額	16万円
	(イ)フェンスの長さ 1m につき 16,000 円を乗じて算出される額	

その他の道路沿い助成 拡充

工事種別	助成額	限度額
①撤去	(ア)撤去費用の 1/2 の額	12万円
	(イ)塀の長さ 1m につき 12,000 円を乗じて算出される額	
②新設	(ア)設置費用の 1/2 の額	12万円
	(イ)フェンスの長さ 1m につき 12,000 円を乗じて算出される額	

※各項、(ア)(イ)のうち金額の低い方で助成金を算出します

問防災まちづくり課耐震改修担当
☎5744－1349 FAX5744－1526

狭い道路を広げています

防災面や通風・採光などの環境面、また緊急車両などの通行のためには、最低でも4mの道幅が必要です。区は、幅4mに満たない「狭あい道路」(建築基準法第42条第2項道路)の拡幅整備を推進しています。

区による拡幅工事のモデルケース

●拡幅整備について

狭あい道路に接する土地で新築や増改築をする際は、指定された道路の中心から2mまで後退しなければなりません。後退用地の拡幅整備工事は、区施工か自主整備で行います。建築確認申請などの前に事前協議が必要です。詳細はお問い合わせください。

●拡幅整備に伴う助成金・奨励金があります(法人を除く)

区が拡幅整備工事を行う場合に、塀の撤去費用などを助成します。また、区道に接する拡幅整備部分を区へ寄付した場合や、隅切り用地を整備した場合には奨励金を交付します。詳細はお問い合わせください。

確認申請の流れ
(区が工事をする場合)

建築主
↓
確認申請の30日前まで
区との事前協議
↓
確認申請
建築工事
↓
拡幅整備工事
↓
対象となる場合
助成金・奨励金交付

問建築調整課地域道路整備担当
☎5744－1308 FAX5744－1558

災害に備えよう

防災用品のあっせん

いつ起こるか分からない災害から身を守るためには、日ごろの備えが大切です。区では、年間を通じ防災用品のあっせんを行っています。ご自宅の備えにご活用ください。

対区内在住の方
申申込先へはがきかFAX(記入例参照。品名・数量、消火器は種類・型式も明記)
1 2大田区防災設備協力会「あっせん」係
(〒143－0013大森南5－3－13)
☎FAX5710－1011
3東京都葛飾福祉工場「大田区防災用品あっせん」係
(〒125－0042葛飾区金町2－8－20)
☎3608－3541 FAX3608－5200

1 家庭用蓄圧式消火器のあっせん

申し込み本数に制限はありませんが、消防法令により設置と点検が義務付けられているマンションや事業所などは申し込みできません。

●消火器種類　粉末・強化液中性　●型式　2・4型
●あっせん価格　5,500～9,900円(税込)
●不要な消火器の引き取り
消火器を申し込んだ方で、家庭内に不要な消火器がある場合は引き取りができます(別途処分料がかかります)。消火器配達の際に直接あっせん業者へお申し出ください。

2 火災警報器のあっせん

希望により取り付けも行います。借家などにお住まいの方は、事前に家主とご相談ください。

●あっせん価格　1個3,500円(税込)
●取付費用　1個1,500円(税込)、3個目からは1個1,000円(税込)

3 防災用品のあっせん

詳細は防災用品あっせんのご案内(問合先、特別出張所で配布。区HPからも出力可)をご覧ください。このほかにも、アルファ米、救急セット、水害対策品などもあります。

品名	あっせん価格(税抜)
感震ブレーカーアダプター ヤモリ	3,184 円
感震ブレーカーアダプター用オプション	2,000 円
とびらロック	1,120 円
家具転倒防止板(ふんばる君)	1,600 円
多機能LED照明お灯さん	3,984 円
7年保存レトルト食品セット(約3日分)	3,510 円
7年保存アレルギー対応レトルト食品セット(約3日分)	3,673 円

ご注意ください！　区では、訪問による消火器や防災用品などの販売は一切行っていません。

問防災危機管理課管理担当　☎5744－1235　FAX5744－1519

雨水を利用しませんか？

大田区雨水貯留槽設置助成・雨水浸透施設設置助成のご案内

大雨が降ったときに、雨水が下水道に一気に流れ込むと、水があふれ、浸水することがあります。屋根に降った雨水を下水道や河川に流さず、一時的に「雨水タンク」に貯めたり、「浸透ます・雨水浸透管」から地下に浸み込ませたりするための工事費の一部を助成します。

雨水貯留槽(タンク)とは？

屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンクです。植木や庭への散水、夏場の打ち水にも利用でき、環境にもやさしい設備です。家屋や環境に適したものをお選びください。

●小型貯留槽(500ℓ未満)を設置する場合の助成額

個　人＝(本体価格＋設置工事費)×2/3
その他＝(本体価格＋設置工事費)×1/2

●助成限度額　1基につき4万円。1敷地につき2基まで
※大型貯留槽(500ℓ以上)の助成もあります
※売買を目的とした建物や、住民税などを滞納している場合は対象外となります

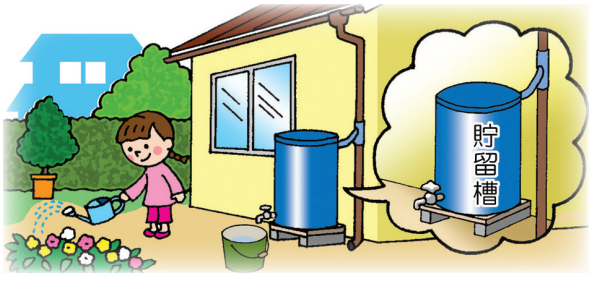

雨水浸透施設とは？

雨どいで集めた雨水を浸透ますと浸透トレンチ管(雨水浸透管)で地下に浸み込ませるものです。地下水や環境の保全にも役立ちます。

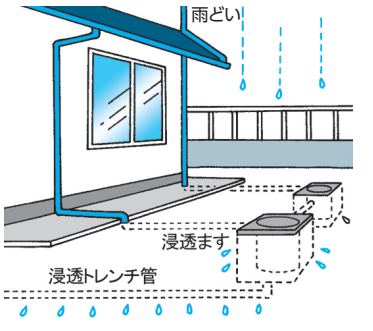

●助成対象地域

埋立地以外の区内全域
※対象地区内であっても、①急傾斜地②隣地と段差のあるところ③地下水位の高い場所などには適しません。また、「大田区開発指導要綱」の適用を受ける建築物や、住民税などを滞納している場合は対象外となります

●助成額

実際にかかった対象工種の工事費合計額(1件につき40万円を上限)
※合計額が40万円以下の場合、本人負担はありません
※住民税などを滞納している場合は対象外となります

問建築調整課地域道路整備担当　☎5744－1308　FAX5744－1558